

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には専業詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千三百四號
明治廿五年三月廿一日 (壬戌)
官版壬辰三月廿一日
日 出 午 前 五 時 三 十 分
日 入 午 後 六 時 一 十 分
月 入 午 前 九 時 一 十 分
月 入 午 後 七 時 一 十 分
年 入 午 前 七 時 一 十 分
年 入 午 後 七 時 一 十 分
(西曆一千八百九十二年)

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物
價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し
○一頁一箇月金五圓○三箇月金十二圓○六箇月金二十
圓○一箇年金四十圓
○本報東京外埠各埠均設有支店
○本報東京外埠各埠均設有支店

本社(寄稿)に付
一頁五圓半(廿四時)一日限 一日以上七日以上
一頁一圓半(廿四時)一日限 一日以上七日以上
一頁一圓(廿四時)一日限 一日以上七日以上

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より
各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
撰登するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨
り時事新報社社員並に通信員の多きを以て斯類の社
に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通
信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信
ずる方多きが如し爲めに行進を生じたる場合も算か
らざれば本社に記事論議を寄稿せんとする方は直接に
本社に向け發送せらるるものとす

時事新報

地方官の更迭

目下政治の離局に當りて政府の不人望を回復せんとす
るには當局者が従來の心事を改め世間に向て愛顧を專
らにするに在りては我輩の毎度警告したる處あるが扱
中央政府の當局者が自尊自大の風を止めしめて世間の
人氣を取らんと決心したる處にて實際の手段を如何
す可きやと云ふに我輩は地方官の更迭を以て第一と爲
すものなり抑も地方官の職務は中央政府と人民との間
に居て恰も其媒介者とも云ふ可きものなれば一方に於
ては政府の命令を奉じて之を人民に達すると同時に一
方に於ては人民の意志を代言して之を政府に達するの
心得なかる可らず即ち其二千石たる者の役目なるに然
るに従來の有様を以てすれば中央政府の權威を背にし
て職務を以て人民に臨む其職責を離れ其代又は代
官に異ならず或は自から牧民の官を稱する其牧民と
は牛羊を牧するに似て心得るを得るが如く近き可
ざるものなきに非ざるを得ずと云ふ可き近年各地の
人民が政府に對して一種の感情を抱き厚くなく政黨な
き加入して兎角種々しき舉動を演ずるもの多き中に
も東部地方特に福澤邊には其風最も盛なりと云ふ其原
因を尋ねれば地方官の更迭宜きを稱して徒に人民の
感情を損じ無事の良民を驚りて怨望の淵に陥らしめ
るの弊なるが如し右は數年前の抄法にして今の當局者
を替るに非ざるは勿論されども今日に就て立憲政治の
世を爲りて中央政府の指針に一新を催はさんとす大
切の時節なれば益々地方官の心得を改めて人民の心を
收むるの必要を見る可し今の地方官の更迭は或は頻
なるに似たりとも其人に就て見るべきは任所も異な
れり十數年來同職を專する者あり或は中央政府の老官中
より出でて之に轉任する者ありて要するに其多數は

老練の時として妙用なきに非ざれども何分にも維新前
後の思想は其人の年と共に老して時勢に適せず精神一
たび至りて金石を貫き國家の爲めには白髮の首級をも
進上致さんと云ふが如き其志壯にして誠の在る所、
見る可しと雖も文明世界の活動變遷に乏しきは我輩の
遺憾とする所にして例へば過般の擧擧に就ても或は中
央政府に云々の方針を定まりしとならんと雖も兎に角
に實際の責に當るものは地方官に外ならざれば政府と
人民との間に立て其間を料理するの手段ある可き
に政府の意向云々の邊に在るものとならんと察すれば精
神忽ち其一方に注いで當る所は金石を貫かんとし荷
も治下の人民に反對の意見を抱くものあれば之を敵視
して端なく怨を買ふたる者あり又或は其平生の自尊自
大、兎角民情を察するものと秘密ならざるが爲めに折角
の盡力も全く意外の結果を來して悔ひたる者もありし
と云ふ凡そ是種の擧動は假令忠義の心より出でたる
ものなりと云へば其結果は事に益なくして益々政府
の不人望を招きたるのみ策の得たるものと云ふ可らず
是れも一時の失策とあれば責めて將來を戒しむ可しと
雖も彼らの老練に至りては自から得意なるのみか却て政
府の緩慢を堪へ難く思ふ程の次第にして之を戒しむる
に由なし畢竟するに老練の誠意誠心病とも名く可き痛
疾にして到底治療の望なきものなれば中央の當局者
にして急ぐ從來の手段を改め一般の人氣を得んとらば
先づ第一に地方官を更迭して大に淘汰を行ふと今日
の急なる可し若し然らざるに於ては政府の實仁以て
民望を收攬せんとするものと人民に貫徹せしむるの望
はある可らず情事の好意は充分にして只管情事の愛を
求むるに切なるも中間の媒介者が無粹にして其情意を
先方に通ずる能はず却て威迫的の言を以て他に迫るも
どもあらば折角の可き誠意も之が爲めに破れざるを
得ず罪、媒酌者に在りて云ふ可し我輩は皆て廢府縣知
事の説を唱へて政府と人民と直接するの利を述べたる
ことあり即ち無粹なる媒酌者を止めしめて情事情緒に
自由結婚を爲さしめんとの趣向なりしなればも今日
の事體に於て容易に行はれ難しとならば自由結婚は姑
後日の談として取敢へず媒酌者人擧げ雙方の情意を
誤るものとなきの工夫肝要なる可し或は老功の地方官は
何れも年來の情實ありて更迭に容易ならざる事情もあ
る可しと雖も吾に頃換られ一人の地位の爲めに治
下幾十萬人の心を失ふとあれば區々たる情實は忍んで
も之を斷行せざる可らざるなり

官報

○改訂 昨日の本欄に掲げたる陸軍省令第五號の初行
左の通の下に「和」の字を脱し又第八條の第七行中「原
字」の字に「横」の字を添ふこと昨日の官報に是正したり
○大藏省告示第十四號
一銀行紙幣五百萬八千二百九圓
右「明治二十四年一月以降同十二月末日迄當省ニ於テ
廢棄ノ手續ヲ了セタルモノ」ニテ本月二十二二十三ノ

兩日間印刷局構内ニ於テ各獨立銀行代理東京銀行集會
所委員立會ノ上議案セリ
明治二十五年三月二十日
大藏大臣伯耆松方正義

○逓信省告示第七十六號
本年三月當省第七十一號ヲ以テ長門國下ノ關海峽門司
南西浮標ヲ撤去セリ旨及告示候處今該浮標ヲ舊位置
ニ從置セリ
明治二十五年三月三十日
逓信大臣伯耆藤原謙二郎

○東京府令第四十號
所得稅法第一條但書ニ依リ同居家族ニ屬スルモノヲ合
算スル場合ニ於テハ其同居者ニ戶主ノ所得ト同居家族ノ
所得トヲ區別ス
明治二十五年三月三十日
東京府知事富田鐵之助

雜報

南洋羣島旅行記(五)

時事新報初めてニューカレドニアに到る
初めて南洋羣島のニューカレドニアに到る
國の新報は何なるやと問ふ者あれば時事新報なりと
答ふるも不可なるべし余は上陸の際數葉の新報を
携へ居たりしが日本の新聞紙を見たる事なき佛國人の
爲に争ふて所望せられたれば之を配分し其後移民局長
にも一葉を與へたれば多分局長と共に首府ヌメヤに到
りしならん余は唯明治二十五年一月二十四日時事新報
が初めてニューカレドニアに到りし事の特筆し置
かんのみ

氣候水

氣候及水は地球上最も大切なるものにして決して等閑
に附す可らず余がニューカレドニア等に上陸し案外の
思をなしたるは暑氣の左程激しからざる一事あり世人
の知る如く北半球と南半球とは四季全く反對にして北
半球の冬は南半球の夏に當りニューカレドニア島の如
きは一月二月の頃を以て最も暑き時候となす由に余の
該島に着したるは一月下旬なれば暑氣も非常に強かる
べしと思ひの外左程甚しからざりしが蓋し貿易風の絶
えず清涼なる空氣を送り來るが爲にして今回上陸した
る日本人は何れも氣候の可なるを稱し一般に満足の意
を表するもの多し今我輩獨り海圖室に於て計りたる
氣溫表を見れば左の如し(華氏の標準計に依る)

廿四日	午前八時	正	午後八時
廿五日	六十三度	七十二度	六十八度
廿六日	六十八度	七十二度	六十八度
廿七日	六十七度	七十二度	六十八度
廿八日	七十度	七十五度	七十八度

右は碇泊中船内に於て計りたるものにして海上は陸地
に比すれば非常に涼しく大に温度を異にするが故に固
より之を以て陸地の温度と推測するの標準となすに足
らざれども唯朝夕と日中の温度に著しき差違あるを示
さんが爲に掲ぐるのみ陸地にても之と等しく朝夕は日
中に比すれば甚だ涼しくして夜に入れば日中の暑氣を洗
ひ去るの思あり余は今朝にて日中最も暑氣を感じた
る時、温度を計りしに八十七度なり山上にて計れば
之よりも一層低下するならん又余は二十四、二十五の
兩夜、今朝に碇泊して朝夕の涼氣を實感し上陸中は編
織傘をも携帶せず袖を震さるるのみにて諸所を巡歴し

たれども暑氣の爲に若僕を
滯留中に實驗したるものと
に至れば暑氣は一月下旬頃
して一週間も續く事ありと
超ゆる事少く又冬季に至
外なりとぞ
水の昆否に就て醫師の説を
出づる水は有害の分子を含
健康上に及ばず結果は一朝
あらざれば余は唯實見した
を待たんのみ

開墾牧畜動植物
チヨロ近傍一帯は未だ開墾
に任すのみ余の既に述べた
臺、山と山との間に平地を
臺、山と山との間に平地を
臺、山と山との間に平地を
臺、山と山との間に平地を
臺、山と山との間に平地を
臺、山と山との間に平地を

日本移民民五百九十九名は
分れて勢揃に集事すべし三
一及びチヨロとすチヨロ
てチヨロを距る凡そ八キロ
亦同じく八キロメートル又
余は悉く之を檢分せんと欲
の兩嶺山を見たるのみに
かりしは實に遺憾なり然
ツモロー、メーの兩嶺山も
はアラト一嶺山の規模の小
り開墾し地下の勢を要せ
すべき三嶺塔共に日本人の
人と相共に働くに非ず兩者
八哩もあれば難居の心配な
交通道斷所にある日數は上
ち一月二十七日に於て本船

チヨロに引移る支度中にて